

小規模事業者持続化補助金＜災害支援枠＞
 公募要領(第3版) 第2版からの新旧対照表

No	頁	第3版	第2版
1	表紙	第3版:令和6年3月8日	第2版:令和6年2月1日
2	表紙	<p>公募開始 :令和6年 <u>3月8日(金)</u></p> <p>2次申請受付開始:令和6年 <u>3月8日(金)</u></p> <p>2次受付締切 :令和6年 <u>4月26日(金)</u>[郵送:締切日当日消印有効]</p> <p>※3次公募以降については追って公表します。</p>	<p>公募開始 :令和6年 <u>1月25日(木)</u></p> <p>1次申請受付開始:令和6年 <u>2月 1日(木)</u></p> <p>1次受付締切 :令和6年 <u>2月29日(木)</u>[郵送:締切日当日消印有効]</p> <p>※2次公募以降については追って公表します。</p>
3	表紙	令和6年3月	令和6年1月
4	P2	*間接被害とは令和6年1月から3月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることを指します。	*間接被害とは令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して 20%以上減少していることを指します。
5	P2	<p>例えば、登記簿上の本店所在地は該当地域外にあるが実際の所在地は地域内にある場合や、本社は該当地域外にあるが支社等は地域内にあつて事業再建を地域内の支社等で行おうとする場合には、「所在する事業者」となりますが、登記簿上の本店所在地は地域内にあるが地域内に事業所を有さない場合は「所在する事業者」にはなりません。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により、現地での復旧が困難な場合は被災区域外での補助事業も支援の対象となります。</p>	<p>例えば、登記簿上の本店所在地は該当地域外にあるが実際の所在地は地域内にある場合 や、本社は該当地域外にあるが支社等は地域内にあつて事業再建を地域内の支社等で行おう とする場合には、「所在する事業者」となりますが、登記簿上の本店所在地は地域内にある が地域内に事業所を有さない場合は「所在する事業者」にはなりません。</p>

6	P5	<p>(8) <u>過去</u>、下記3つの事業において、各事業の交付規程で定める様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を本補助金の申請までに受領された者であること（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。</p> <p><u>ただし、現在補助事業を申請中・実施中、もしくは補助事業は終了しているものの、様式第 14 の提出期限が到来していない場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(8) 下記3つの事業において、<u>採択を受けて、補助事業を実施した場合</u>、各事業の交付規程で定める様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を <u>原則</u> 本補助金の申請までに受領された者であること（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。</p>
7	P5	<p>※過去に上記①②③の「補助事業者である場合」、過去の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書(様式第 8)の写しの提出を求められます。</p> <p>※災害支援枠で申請する事業内容・対象経費に、上記①②③と重複が見られる場合には、補助金額が減額される可能性があります。</p>	<p>※上記の様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が受領されていない場合、補助金の申込みができません。</p> <p>※現在公募を実施している①「小規模事業者持続化補助金<一般型>」において、第 11 回公募以降の補助事業者は申請できません。第 10 回公募以前の補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間を経過している場合は、申請が可能です。</p> <p>※過去に上記①②③の「補助事業者である場合」、過去の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書(様式第 8)の写しの提出を求められます。</p>

		<p>すのでご注意ください。</p>	
8	P12	<p>1. 新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の影響を受けた事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害(※)で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者</p> <p>①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>3. 次のいずれかに該当する事業者</p> <p>①過去数年以内に発生した災害の発生日(当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>②別表のとおり、令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者</p> <p>4. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>5. 令和6年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>	<p>1. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>①事業用資産への被災が証明できる事業者</p> <p>②災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者</p> <p>2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者</p> <p>3. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者</p> <p>(※1)過去数年以内に発生した災害とは、過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。</p>

9

P13

別表

項目	要件
厳しい債務状況にある事業者	次のいずれかに該当し、早急に企業再生を行う必要がある事業者 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
経営再生等に取り組む事業者	相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再生計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再生が見込まれる事業者
認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者 1 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

・上記別表過剰債務の状況とは、原則として令和6年能登半島地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者

		<p>{有利子負債(短期借入金+長期借入金+社債)}÷{減価償却後営業利益×1/2(営業欠損の場合は1/2を乗じない)+普通減価償却費}*1</p> <p>4 次式で算出した値が正となる事業者</p> <p>長期借入金及び社債の年間返済額*2 - {減価償却後経常利益×1/2(経常欠損の場合は1/2を乗じない)+普通減価償却費}*1 - 金融機関調達(予定含む)*3</p> <p>※1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。</p> <p>※2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。</p> <p>※3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額(設備資金を除く)をいう。</p>	
10	P14	<p>*今回の公募においては、特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降に補助事業を実施し、発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。【上記②の特例】</p> <p>ただし、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められるものに限ります。</p>	<p>*今回の公募においては、特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降に補助事業を実施し、発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。【上記②の特例】</p>
11	P14	<p>○通常の生産活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。ただし、損壊等の被害を受けた事業用資産の取替え・買換え等の場合は、事業計画の遂行に最低限必要なものであれば補助対象となります。場合によって</p>	<p>○通常の生産活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。ただし、損壊等の被害を受けた事業用資産の取替え・買換え等の場合は、事業計画の遂行に最低限必要なものであれば補助対象となります。場合によって</p>

	<p>は、帳簿(資産台帳等)又は写真等で以前の状況を確認する場合があります。</p> <p>○「<u>自動車等車両</u>」(道路運送車両法第2条第2項に定める「<u>自動車</u>」及び同条第3項に定める「<u>原動機付自転車</u>」)は、①<u>車両購入費の対象物件ですが、このうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの(例:ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備)についてのみ、この①機械装置等費で計上してください。</u></p> <p>○契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。</p>	<p>は、帳簿(資産台帳等)又は写真等で以前の状況を確認する場合があります。</p> <p>○「<u>自動車等車両</u>」(道路運送車両法第2条第2項に定める「<u>自動車</u>」及び同条第3項に定める「<u>原動機付自転車</u>」)は、①<u>車両購入費の対象物件ですが、このうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの(例:ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備)についてのみ、この①機械装置等費で計上してください。</u></p> <p>○経営計画書に基づく事業用途であり、他の用途での使用(目的外使用)がないと整理ができる場合には、汎用機器(例:パソコン・タブレットPCおよび周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等)、自転車等)の購入費用も、補助対象となり得ます(仮に、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります)。</p> <p>○契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。</p>
--	---	---

12	P15	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーカー 衛生向上や省スペース化のためのショーケース 生産販売拡大のための鍋・オーブン・冷凍冷蔵庫 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む） 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等） 事業用の机・椅子・ロッカー等 自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備） 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの及び同省令の「車両及び運搬具」区分に該当するものうち④車両購入費として計上できるものを除く） 自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの 既に導入しているソフトウェアの更新料（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可） 単なる取替え更新であって事業再建につながらない機械装置等 古い機械装置等の撤去・廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く） 船舶 動植物
			<ul style="list-style-type: none"> ※損壊等の被害を受けた事業用資産の取替え・買換え等は対象となります

		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーカー 衛生向上や省スペース化のためのショーケース 生産販売拡大のための鍋・オーブン・冷凍冷蔵庫 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む） 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等） 事業用の机・椅子・ロッカー等 自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備） 経営計画に基づき事業用途の汎用機器（例：パソコン・タブレットPCおよび周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等）、自転車等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの及び同省令の「車両及び運搬具」区分に該当するものうち④車両購入費として計上できるものを除く） 経営計画に記載のない自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの 既に導入しているソフトウェアの更新料（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可） 単なる取替え更新であって事業再建につながらない機械装置等 古い機械装置等の撤去・廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く） 船舶 動植物
			<ul style="list-style-type: none"> ※損壊等の被害を受けた事業用資産の取替え・買換え等は対象となります

13 P22 ○交付決定日（*ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和6年10月31日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和6年10月31日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。

○交付決定日（*ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和6年8月30日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和6年8月30日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。

14	P25	<p>(1)受付開始日及び締切日</p> <p>公 募 開 始：令和6年 3月8日(金)</p> <p>2次受付締切：令和6年 4月26日(金)[郵送：締切日当日消印有効]</p>	<p>(1)受付開始日及び締切日</p> <p>公 募 開 始：令和6年 1月25日(木)</p> <p>1次受付締切：令和6年 2月29日(木)[郵送：締切日当日消印有効]</p>
15	P27	<p>(3)その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご注意ください。 ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。 ・申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。 	<p>(3)その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご注意ください。 ※本補助金と小規模事業者持続化補助金<一般型>について補助事業実施中の事業者、並びに第14回・第15回公募において両方の補助金を採択された事業者は、いずれかの補助事業の取り下げ又は廃止を行わなければ補助金の交付を受けることが出来ません。 ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。 ・申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。
16	P28	<p>7. 事業実施期間等</p> <p>交付決定日(今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降の補助事業開始日)から実施期限(令和6</p>	<p>7. 事業実施期間等</p> <p>交付決定日(今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降の補助事業開始日)から実施期限(令和6</p>

年10月31日(木)までです。

上記実施期限までの間で、事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後30日を経過する日、又は令和6年11月11日(日)(地方事務局必着)のいずれか早い日までに実績報告書(実施事業内容および経費内容を取りまとめ)を提出しなければなりません。提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。

年8月30日(金)までです。

上記実施期限までの間で、事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後30日を経過する日、又は令和6年9月9日(月)(地方事務局必着)のいずれか早い日までに実績報告書(実施事業内容および経費内容を取りまとめ)を提出しなければなりません。提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。

17

P31

【応募者全員が提出】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工
応募対象者確認シート	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・申請書(様式1)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・経営計画書(様式2)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・支援機関確認書(様式3)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。 ◇地域の商工会が発行します。締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・補助金交付申請書(様式4)	原本1部【必須】	◇審査の結果、採択となった者の申請書のみ正式受領します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・車両購入の理由書(様式5)	原本1部	◇ 車両購入を伴う場合のみ必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部(公的書類添付)【必須】	◇被害状況の確認公的書類(令和6年能登半島地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類) ◇売上減の確認 令和6年1月から3月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面(例:セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【法人の場合】 貸借対照表および損益計算書(直近1期分)	写し1部【必須】	◇損益計算書がない場合は、確定申告書(表紙(受付印のある用紙)および別表4(所得の簡易計算))を提出してください。 ◇決算期を一度も迎えていない場合は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【個人事業主の場合】 直近の確定申告書	写し1部【必須】	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業して	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【応募者全員が提出】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工
応募対象者確認シート	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・申請書(様式1)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・経営計画書(様式2)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・支援機関確認書(様式3)	原本1部【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。 ◇地域の商工会が発行します。締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・補助金交付申請書(様式4)	原本1部【必須】	◇審査の結果、採択となった者の申請書のみ正式受領します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・車両購入の理由書(様式5)	原本1部	◇ 車両購入を伴う場合のみ必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部(公的書類添付)【必須】	◇被害状況の確認公的書類(令和6年能登半島地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類) ◇売上減の確認 令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面(例:セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【法人の場合】 貸借対照表および損益計算書(直近1期分)	写し1部【必須】	◇損益計算書がない場合は、確定申告書(表紙(受付印のある用紙)および別表4(所得の簡易計算))を提出してください。 ◇決算期を一度も迎えていない場合は不要ですが、履歴事項全部証明書写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【個人事業主の場合】	写し1部	◇決算期を一度も迎えていない場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

18

P33

【定額申請の場合の追加提出物】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工会
新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けたことを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①新型コロナウイルス感染症による影響に対し、国等が実施した支援のうち、活用した支援策の交付決定通知の写し等 ②①が提出できない者は、任意様式による自己申告【様式6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去数年以内に発生した災害で被害を受けたことを証明する書類（令和8年能登半島地震を除く）	写し1部 又は 原本1部	①当時の罹災（被災）証明 ②①がない者は、災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援のうち、活用した支援策の交付決定通知の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去数年以内に発生した災害（令和8年能登半島地震を除く）以降、売上が20%以上減少している復興途上にあることを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①対象月の売上高が分かる財務諸表等 ②①が提出できない者は、任意様式による自己申告【様式7】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交付申請時において、過去数年以内に発生した災害（令和8年能登半島地震を除く）からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①対象の災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要したことが分かる、債務の契約書等及び残高が分かる書類（返済計画等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)過去数年とは過去5年以内に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。

【定額申請の場合の追加提出物】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工会
過去数年以内に発生した災害で被害を受けたことを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①当時の罹災（被災）証明 ②①がない者は、災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援のうち、活用した支援策の交付決定通知の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去数年以内に発生した災害以降、売上が20%以上減少している復興途上にあることを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①対象月の売上高が分かる財務諸表等 ②①が提出できない者は、任意様式による自己申告【様式6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要したことが分かる、債務の契約書等及び残高が分かる書類（返済計画等の写し）	写し1部 又は 原本1部	①対象の災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要したことが分かる、債務の契約書等及び残高が分かる書類（返済計画等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)過去数年とは過去5年以内に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。